

浅野長矩の処罰と戸田氏定

— 刃傷事件後に親類が果たした役割 —

岩崎里子

はじめに

近世大名は本分家、親類、同じ殿席の者など様々な関係の人々との交際を持った¹⁾。そしてその交際を通して情報を得たり、何らかの便宜を図ってもらうなど人脈を駆使して、自らの家に起こる問題に向き合った。御家騒動など大名家において非常事態が発生した際には、「一門」や「親族集団」が大きく関与していたことがこれまでの研究で示されてきた²⁾。また大名が家督の後継問題について姻戚に相談や同意を得る事例も指摘されており、大名家は重要な決定を下す時に、親類への働きかけを行っていた³⁾。近世の大名家では家の危機や節目に際して、このような横のつながりをもって対応していたことが確認されている。

また本分家関係というつながりも、親類と同様に武家社会を考える上で非常に重要な要素となるだろう。鎌田浩氏は、貞享元年（一六八四）からの服忌令制定により「忌懸りの親類」の範囲が定めら

れ、「親密な親族として多くの場合に連带的関係をもたらしめた」⁴⁾が、享保期になると幕府は「筋目」を重視するようになり、それ以前よりも本分家関係が重視されるようになったことを指摘している⁵⁾。野口朋隆氏は安永期に鍋島氏の分家である小城鍋島家が、幕府に拝借金を願ったため処罰され、本家や他の分家も連座となった一件について検討を行っている。このとき幕府は、問題の対処については親族の協議を求め、本家に対しては「家」の惣領としての責任を問うという、本分家の「筋目」を重視した姿勢だったと指摘している⁵⁾。このように、武家においてどのような関係が重視されたのかは、時期によって異なっていたのである。

本稿では元禄十四年（一七〇一）の赤穂浅野家改易を題材に、親類が果たした役割について考えていきたい。同年三月十四日、勅使御馳走役だった赤穂藩主浅野長矩（五万石）は、殿中にて高家吉良義央に対して刃傷事件をおこした。吉良の傷は命に別状なかったが、幕府は長矩に即日切腹を命じ、迅速な処分が下された。これによっ

て、赤穂浅野家は領地召上げとなり、赤穂城や江戸屋敷も幕府へ収公されることになった。当時はまだ幕府の本分家重視の姿勢が打ち出される前のことであり、当事者である長矩亡きあとに重要な役割を果たしたのは、親類だった。なかでも中心的に活動したのが、長矩の従兄弟戸田氏定（美濃国大垣十万石）である。彼が長矩の親類として対応していたことは、これまでも『大垣市史』（大垣市役所、一九三〇）などで述べられていた。しかし、どのような経緯で氏定がこのような役割を果たすことになったのかは、これまで検討されなかった。そこで本稿では、浅野長矩改易に伴う一連の処理において、長矩の親類にはどのような人々が認識されていたのか、そしてその中から戸田氏定が中心的役割を担うようになった理由について考える。加えて氏定が親類の代表として、幕府方や長矩家来に対してどのような活動を行ったのかを明らかにしたい。

この事例は翌年おこる赤穂浪士討ち入りの発端となる出来事のため、非常に関心を持たれ、関連する史料も数多く残されている。しかし、これまで討ち入りの是非を問う義士論や討ち入りに参加することになる四十七士に関する事柄に注目されることが多く、その他の人物とりわけ親類については、細かな検討が行われることはほとんどなかった。そのような理由から、本稿では浅野長矩の刃傷事件後、幕府に御用を命じられた戸田家の記録「赤穂御用日記」を使用して、さきに述べた課題について考えていく。この史料は全六巻追加一からなり、奥書によると享保二十年（一七三五）に大谷似遂という人物によって記されたものである。刃傷事件発生当日の元禄十四年三月十四日から同年七月二十三日に至るまでの氏定の行動や老

中・一類中などとのやりとりが記されている。事件後の氏定の行動については『大垣市史』で比較的詳しく扱われているが、同書も主にこの史料に基づいて記述されたものである。「赤穂御用日記」は大垣藩主戸田氏定の後裔戸田氏共伯爵家に伝えられたものであるが、本稿ではこれを原本とする東京大学史料編纂所蔵の写本を使用する。論文中に使用する史料は特に断らない限り、この「赤穂御用日記」から引用したものである。

—— 浅野長矩の親類

浅野長矩の切腹・改易に影響を受ける親類とは、どのような人々だったのか。ここでは長矩の件によって「忌掛り」とされ、幕府より「遠慮」を命じられた親類達に着目する。彼らの中からどのような人物が代表者として幕府に認識されることになったのかを考えていく。

戸田氏定は刃傷事件発生後、幕命を受けて伝奏屋敷での長矩家来の取り鎮めを担当した。この日帰宅後、氏定は月番老中の土屋政直へ三通の口上書を届けている。一通は本日伝奏屋敷に詰めたことに関する報告であり、後の二通は長矩の「仕合」を受けて、長矩と「母方の従弟」の間柄である自分は「遠慮」すべきか伺ったものと、長矩と自分との関係を記した覚であった。覚には「右母者内藤飛驒守娘に而、拙者母と姉妹に御座候故、母方の従弟に而御座候」と記され、氏定と長矩の母はともに内藤飛驒守忠政の娘であり、長矩は母方の従弟であることを説明している。その後土屋より切紙が遣わされ、今晚土屋の私宅に参上するよう命じられた。氏定は即刻出発

し、土屋宅に赴いたところ、長矩の叔父浅野長恒も同時に呼ばれており、二人一緒に土屋に対面している。

土屋はこのとき氏定と長恒に書付を渡し、一類中と長矩家来に申し渡すよう伝えた。更に長矩屋敷に到着したならば、先に詰めている水野忠之(三河国岡崎五万石)、目付天野伝四郎、近藤平八郎を帰らせるようにと指図している。そして子細は一類中で相談し、騒動が起こらぬよう心得るべきであると命じられた。渡された書付の要旨は、「内匠(長矩)儀切腹被 仰付候」と「知行所并御当地之家来共作法能騒動不仕候様に一類中相談可被申付候」であり、浅野長矩に切腹を申し付けたことと、長矩家中が作法よく騒動を起こさぬよう一類中で相談するように申し付けるといふものであった。この時氏定は先に伺った遠慮の件について、土屋から「成程可被成御遠慮」という回答を得ている。土屋との対面の後、氏定らは直ちに長矩の鉄砲屋敷へ向かった。

この土屋との対面は、二人が幕府から親類を代表した存在であると認識されていたためと考えられる。なぜ幕府は彼らを代表者とみなしたのか、当時の他家の状況も踏まえ考えていきたい。「赤穂御用日記」には「内匠頭様御忌掛り之御方」として、以下に説明する浅野長広・浅野長恒・内藤忠次・内藤忠知・浅野長武・安部信峯・安部信方・松平定相の名が記載されている。ただ、戸田家における記録のためか、他の者と同様の状況であった戸田氏定とその弟氏成(三河国畑村一万石)については記載されていない。この氏定と氏成を含めると長矩の「忌掛り」となったのは全部で十名である。このうち廃嫡した内藤忠次と長矩の弟長広以外は全員出仕をとどめら

れ、「遠慮」となった。⁽⁷⁾

刃傷事件当時の各家の状況について述べていくが、非常に関係が複雑であるので後掲の系図を参考にさせていただきたい。まず長広は長矩の実弟であり、三千石の旗本である。事件後、長矩の「忌掛り之御方」の多くは「遠慮」となったが、長広は更に重い「閉門」処分となった。⁽⁸⁾長広は以前長矩の体調が悪化した際に、後継ぎとして養子とされたことがあった。血縁が近いことに加え、このような経緯も考慮され、長広のみ厳しい処分が下されたのだろう。

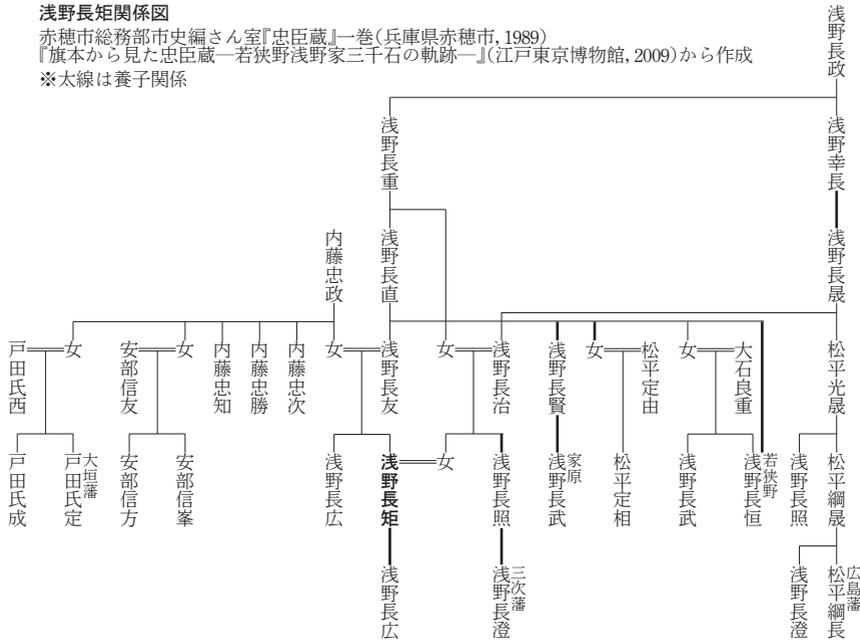
氏定とともに老中土屋に呼ばれた長矩の叔父浅野長恒(三千石)は、長矩の祖父長直の女と家来大石良重の間に生まれ、長直の養子となった。寛文二年(一六六二)に分家され、若狭野浅野家をおこした。刃傷事件当時は山田奉行であったが、この事件の影響での子に罷免される。⁽⁹⁾また浅野長武(三千五百石)は、実は長恒と父母を同じくする兄弟であった。長武は浅野長賢の女を妻とし、赤穂浅野家から分家された家原浅野家に婿養子に入った身である。

内藤忠次と忠知は、長矩の母方の祖父内藤忠政(志摩国鳥羽三万五千石)の子である。長矩母の実家は忠政の遺領を継いだ忠勝が、延宝八年(一六八〇)に刃傷事件を起こしたため、既に断絶している。忠知は忠政の遺領二千石を分けられて成立した分家の当主であり、忠次はその兄だが、病のため廃嫡となっていた。

安部信峯と信方については、母が長矩母と姉妹であり、二人は長矩の従兄弟にあたる。安部家については、この時期当主が不在であったことを指摘しておきたい。信峯と信方の父信友(武蔵国岡部二万二百石)は、刃傷事件の起こる直前の三月八日に死去している。

浅野長矩関係図

赤穂市総務部市史編さん室『忠臣蔵』一卷(兵庫県赤穂市, 1989)
『旗本から見た忠臣蔵—若狭野浅野家三千石の軌跡—』(江戸東京博物館, 2009)から作成
※太線は養子関係



信峯が遺領を継いだのは、同年六月二十九日のことであり、加えて刃傷事件があった時信峯は父の任地の大坂に滞在していた。

松平定相は、母が長直の養女であり、長矩は母方の従兄弟にあたることから、出仕をとどめられた。しかし当時松平家の当主は、父定由(二千石)であった。『新訂寛政重修諸家譜』の定由の項には、特にこの事件に関する記載がみられない。このことから当時、当主の定由は江戸不在であった可能性も考えられる。最後に戸田氏定と氏成だが、安部家と同様に彼らの母は内藤忠政の女であり、長矩母と氏定母は姉妹の間柄である。

このように長矩と伯父・叔父・従兄弟の関係にある者十名が長矩の「忌掛り」とされ、それは浅野・内藤・安部・松平・戸田の五家に渡った。当時の各家の状況を考えると、一類の代表となりうる人物はかなり絞られるだろう。まず弟の大学はひとり「閉門」処分を受けることから、一類代表とするには長矩との関係が近すぎると幕府に判断されたといえる。内藤家当主の忠知は長矩の叔父にあたるが、母の実家はすでに絶え、その分家の当主という立場であった。浅野長武は婿養子に入ったことで長矩と従兄弟の間柄だったが、実は長恒の弟ということを考慮すると、長恒よりも下位の存在となった可能性が考えられる。安部家については、当時当主が不在となっており、御用を命じられる状況ではなく、松平定由の嫡子である定相もこれと同様であろう。以上の事柄を踏まえてみると、同姓からは長恒が選ばれ、異姓からは戸田家の兄氏定が選ばれたのは、他の一類中と比較した場合、二人が親類代表として扱うのに最も妥当な立場にあったからと考えられる。また、処罰される長矩が五万石の

大名であることから、十万石の氏定は幕府から見ても、相応な人物として認識されたのではないだろうか。

一方、本分家関係にある広島松平家と三次浅野家に対して、幕府はどのような対応をしたのだろうか。『新訂寛政重修諸家譜』には、両家ともに刃傷事件に関する記載はない。しかし長矩の室が三次浅野家の出身だったことから、隠居の浅野長照は「遠慮」となっていたことが「赤穂御用日記」では確認できる。これについては、三次浅野家の記録である「三次分家済美録⁽¹¹⁾」において、より詳しく知ることができる。この記録では長照が老中土屋に遠慮すべきかを伺ったところ、「騰雲君（長照）ニハ御統遠ニ候へ共、御内縁近く候付御遠慮被成可然」との指図があったとして、国元にいる当主長澄に伝えている。その際長澄のことについては「天柱君（長澄）ニハ御統遠ニ付、御遠慮不及」との回答を得たという。三次浅野家について、幕府の対応は同じ家の中でも異なるものだった。長照は広島松平家から三次浅野家に養子に入っているものの、長矩の室は妹にあたる。当主の長澄も広島松平家から養子に入っており、長矩との関係はさらに遠くなる。三好浅野家には長矩との直接的な関係を考慮して、老中の指図は出されたようである。

では本家である広島松平家に対して、幕府はどのような判断をしたのか。広島松平家の記録「浅野綱長伝⁽¹²⁾」は、刃傷事件発生の報告が入ったとき、当主綱長は子の吉長の邸で能見物をしていたと記載している。事件を知った綱長は翌日の月次登城について、父子ともに差し控えるべきかを老中土屋に伺っている。これに対して土屋は「其儀不被為及」と回答し、本家に対しては特に自粛を求めなかつ

たことが分かる。このことから、幕府の二類への対応は本分家といった関係よりも、当事者との血縁や姻戚関係を根拠として判断していたことが推察され、一類の代表を選ぶ際にも同様に、血縁関係を重視したことが窺える。

――二 戸田氏定主導による諸事裁許

ここでは長矩親類中から戸田氏定が活動の中心を担っていくようになる過程を確認し、その理由について考えていきたい。事件当日、氏定と浅野長恒は老中土屋のとの面会を終えた後、鉄砲洲屋敷へと向かった。屋敷では氏定と長恒が列座し、長広も側に着座して、長矩家来を残らず集めて土屋の書付が長恒によって読み聞かされた。また、同様の趣を赤穂の家来に伝える為、長矩家来の物頭原総右衛門と馬廻大石瀬左衛門を使者として、氏定・長恒・長広連名の御書を遣わした。この御書は長恒の裁許により長矩の祐筆によって作成されており、長恒が主導する形で行われたと言えるだろう。

翌十五日、氏定は昨日土屋より渡された書付の写しを手紙とともに、長矩の事件による「忌掛り」の一類へ送った。手紙は内藤忠知と安部信方、浅野長武に宛てられたもので、内藤忠知には兄忠次にこの旨を伝えるよう端書がされ、安部信方にも兄信峯に伝えるようにとの端書があった。先も述べたように内藤忠次は廃嫡しており、安部家では兄の信峯は大坂に滞在中だったため、弟信方に連絡したのだろう。氏定は長恒にも手紙を出し、長矩屋敷へ赴き騒動を起こさぬように申し付けるよう、土屋から指図されたことを伝えた。そして「拙者儀唯今罷越候、貴様に茂御出合可被成候」と自分もすぐ

向かうので、長恒にも屋敷へ出向くように促している。これは氏定が土屋に言われた通り「一類中相談」して、事態に対応しようとしたためだろう。

その後氏定は、辰の刻に出発し、長矩の鉄砲洲屋敷へ赴いた。これより鉄砲洲屋敷引渡しが済む十七日の未の刻まで氏定は「諸事裁許」のため屋敷に詰めることとなる。⁽¹³⁾未の中刻には鉄砲洲屋敷で任務に当たっていた戸田政倚（小姓組番頭）に宛てて、浅野長広を連れ評定所へ参るよう命じる若年寄連名の奉書が届いた。これをうけて氏定は「御用之節茂難計候間」として、浅野長恒・長武に屋敷へ来るよう伝えている。しかし、長恒は「御気分御不快」として欠席し、知らせを受けて来たのは長武のみだった。氏定と長武は戸田政倚の帰りを待ち、長広の閉門を知らされた。二人はこれを承知し、長恒にこの旨を手紙で報告した。

同十五日、氏定は老中土屋に次のような事を伺っている。

（史料一）

覚

一 御朱印之儀如何可仕候哉之事

一 御国絵図之儀に付、従井上大和守殿御渡被成候御給所村付之

目録、大和守殿江返上可仕候哉之事

一 武具家財如何可仕候哉之事

これは長矩の鉄砲洲屋敷の引渡しに備えて、氏定が老中に問い合わせたものである。朱印状の扱いや国絵図作成のために井上正岑（大和守）から渡された目録は井上へ返上すべきか、そして屋敷に

ある武具と家財はどうするのかを尋ねている。⁽¹⁴⁾この伺いに対して土屋は追って指図すると答え、実際に回答が出されるのは十七日の鉄砲洲屋敷を引渡した後のことだった。この件について、十六日に氏定は長恒へ使者を出している。その際に氏定は、昨日土屋に長矩の朱印状、国絵図や武具のことを伺ったが、まだ指図を得られていないとし、「大切之品」であるので「貴様に者内匠殿御同姓之御統茂近御座候間、御預り置被成御尤に存候」として、朱印状と給所村付の目録は長恒が預かるように依頼し、これらを届けている。長矩と同姓である長恒が、朱印状と目録の保管を行うことが相応しいと考えたようである。しかし長恒からの返答は以下のようなものだった。

（史料二）

（前略）然者内匠御朱印之儀、拙者方江預り置可申之旨被仰下、奉得其意候被仰下候通、同姓之統に御座候得者拙者預り置可申儀に御座候、乍然閉門に而罷在候得共、大学（浅野長広）罷在候得者指越拙者請取置候段も如何に奉存候、第二に者右御朱印之儀如何可被成候哉と従其許様相模守（土屋政直）殿江被成御窺候儀に御座候得者、是又差越私預置候段も如何に奉存候、第三に者小身之儀に御座候得者、差置候所も無御座、此段難儀に奉存候、此上之御心遣に者御座候得共、其元様に御預り置被成被置候様に仕度奉存候由

長恒は三つの理由から朱印と目録の預かりを辞退している。第一に自分は長矩と同姓の者であるが、閉門中とはいえ弟長広がいるのにそれを差し置くのは如何に思うということ、第二に朱印状等のことを土屋に伺ったのは氏定であるのに、それを差し置いてしまうの

も如何に思うということ、そして第三には自分は小身であるため、それらの品を預かる場所もないということであった。氏定は十四日に土屋宅に一緒に呼ばれた長恒を同姓の代表として依頼したが、断られる結果となった。この時の辞退の理由について考えてみると、まず適任者として名が挙がった長広は、十五日から閉門しており、遣わした手紙も全く取り次がれない状況であった。そのため長広が朱印状を預かるのは不可能であったと考えられる。¹⁵⁾ 氏定が土屋に朱印状等のことを伺ったのも、十五日から鉄砲洲屋敷に詰めて、長恒不在で引渡し準備をしていく中、確認事項が生じたためであろう。そして最後に述べられたのは、「小身」であるという長恒自身の事情であった。旗本である長恒には五万石の大名の朱印状・目録を保管するのに適当な置き場所を用意することが困難であったことが返事から窺え、これが依頼を引き受けられない最大の理由となった可能性が考えられる。以上のような長恒の返答を受け、結局氏定はこの品々を自分が預かることにした。¹⁶⁾ この「大切之品」をめぐるやりとりから、氏定は同姓である長恒を自分よりも上位の親類として認識していたことが窺える。

十七日、鉄砲洲屋敷を引渡している最中、氏定のもとには老中土屋からの切紙が到着していた。それは赤穂城請取り時期と担当大名、そして赤穂目付の派遣を伝えるものであった。帰宅後、氏定は「内匠頭御忌掛之一類方」として浅野長恒・浅野長武・内藤忠知・安部信方・戸田氏成へ宛てて手紙を出し、この土屋の切紙の写しを送っている。ちなみに氏定から一類中に対して出された手紙すべてが、「御忌掛之一類方」であるはずの松平定相に出されることはなかつ

た。これについて氏定は、同年五月六日の遠慮の赦免報告の際に、定相に出仕している俣がいることを知らなかったと長恒に伝えている。松平家に対してのみ連絡がされなかったのは、氏定の不手際であったと考えられ、親類との連携が求められる近世の武家において、親類を把握しきれいなかったというのは非常に興味深い。

同十七日、老中土屋からの書付が到着し、(史料一)の回答が伝えられた。それによると、朱印状については「御清めに而無之日、用番之宅迄可被差越候」であり、国絵図の給所・村付の目録は「井上大和守江可被差越候」、武具・家財については「武具・家財者構無之、但城に在之武具は其儘可被差置候」との返答であった。¹⁷⁾ 土屋への御請の中で氏定は鉄砲洲屋敷の武具・家財について、本日普請奉行の指図により、屋敷の蔵に入れ「符印」し番人を置いて来たことを報告し、「右武具・家財御構無之上者拙者引取預り置、追而一類共遂相談、支配可仕候」と自分がひとまず預かり、追って一類で相談し支配すると述べている。土屋からの回答を得た氏定は、その旨を伝えるため「内匠頭様御忌掛御一類」の浅野長恒・浅野長武・内藤忠知・安部信方・戸田氏成へ宛てて廻状を出した。このとき廻状について長恒と氏定の間で興味深いやりとりがされている。

長恒は廻状の中で「松平安芸守(綱長)様・浅野式部少輔(長照)様、右両所江茂被仰知可然候哉」と、松平綱長と浅野長照へも知らせるべきではないかと尋ねたという。それに対する氏定の答えは「最前内匠殿切腹被仰付候節、相模守殿御渡被成候御書付之趣により忌掛之衆中迄為相知申候、依之前刻之書付茂准、右之趣申候間、松平安芸守殿・浅野式部少輔殿江者不申遣候」というもので

あった。長矩切腹を言い付けられた時に土屋（相模守）から渡された書付は忌掛りの衆中まで知らせており、今回の廻状もそれに准じたため、綱長と長照へは伝えないというものだった。浅野長照は姻戚のため「遠慮」となっていたが、長矩と血縁は遠いので、廻状を送らなかつたと考えられる。広島松平家については、さきに述べたように刃傷事件について連座処分が下されることはなく、さらに「赤穂御用日記」の「内匠頭様御忌掛りの御方」にも記載されていない。このような幕府とのやりとりを知らせる廻状を綱長と長照に伝えないということは、長矩の処分に伴う幕府方への対応を両者が担う関係ではないと、氏定も認識していたことが窺える。改易の処分が下された時に、事後処理に当たる親類は本分家などの関係で必ずしも選ばれるわけでなく、より血の繋がりが濃い者が担うという、血縁を重視した意識が当時存在したのではないだろうか。享保期以降に見られる本家重視の姿勢とは異なる意識をこのやりとりは示している。

土屋から武具・家財について指図が出されたことを受け、十九日、氏定家来安田森右衛門は上田儀太夫と浅井源兵衛を連れ鉄砲洲屋敷の土蔵に派遣され、中に保管した武具・家財を取り出してくるよう命じられた。長矩家来で目付早川宗助と留守居近藤政右衛門らの立ち合いの中改められ、目録帳面を作成して、船で深川の町土蔵まで運ばれた。道具の搬送を終えた後、屋敷の土蔵は預かり方の戸澤に引渡された。こうして長矩の家財や武具はひとまず町土蔵に運ばれ、氏定によって保管されることになった。少し先の話になるが、長矩の道具がその後どうなっていたのかについて触れておくと、「赤穂

御用日記」の中で武具と家財に関する最後の記述が六月二十九日条に見られる。すでに遠慮も解かれ、拝謁も許されている時期である。日記によると、氏定は長恒のもとに家来を派遣し相談するも明確な答えは得られず、「追而浅野美濃守（長恒）様御裁許可有之由に而町土蔵之内に未納有之候也」と記録しており、預かった道具は土蔵に入れたままであったことがわかる。残念ながらこれらの道具がどうなったのかはこの史料では確認出来ない。しかし、道具類の運搬などを全て引き受けた氏定が、処分について最終的に長恒の裁許を求めていることから、長恒を上位の親類と認識していることが窺え、非常に興味深い。

二十二日、家来から本所下屋敷引渡し終了の報告を受けた氏定は、この旨を浅野長恒と氏定の弟氏成へ報告している。氏定と長恒は十七日以来連絡を取っておらず、この手紙では十七日以降の出来事をまとめて書き出している。十七日の鉄砲洲上屋敷引渡し終了についても、長恒はこの手紙の中で知らされているので、十七日以降長矩の親類として氏定が一人でも対応していたことが窺える。

二十三日、老中土屋より氏定に書状が到来し、来月中旬に赤穂城の請取りを行うため目付を派遣することと、赤穂には家来しかいないので諸事作法よく引き渡すように申し付け、一類中へもそのように達することが命じられた。そしてこの旨は「家元之儀に候故松平安芸殿江茂従小笠原佐渡殿被通事候」として、家元である松平綱長にも、老中小笠原長重から通達したとしている。また、氏定は赤穂への家来派遣を命じられたため、土屋に家老一人と他二名を派遣することなどを伺った。土屋はこの返答の中で「従松平安芸守様御

使者被遣候間、安芸守様江被仰談被指遣御尤に存候⁽¹⁹⁾と述べ、綱長からも赤穂へ使者を派遣するので申し合わせるよう指図している。以後、氏定と綱長は使者派遣について、情報交換⁽²⁰⁾をしながら話を進めて行くことになる。赤穂へ城請取りを見届ける使者を派遣する段階になってようやく、家元である綱長方に幕府から御用が命じられたのである⁽²¹⁾。しかし、氏定が月番老中の土屋から指示を与えられているのに対し、綱長への連絡は以後も小笠原経由で行われており、同じく使者派遣となっても両家の置かれた立場は異なっていたと思われる。

以上のように、戸田氏定が親類の代表として行動するに至った過程を検討してきた。幕府が親類代表とみなしたのは、本分家関係よりも、当事者である長矩との血縁関係が深い者たちであったといえるだろう。幕府が一類の代表として認識していたのは浅野長恒と戸田氏定であり、彼等は他の親類と比較したときに最も適任であると判断されたのだろう。三月十四日に行われた鉄砲洲屋敷での書状の読み上げや、赤穂への書状作成は長恒を中心に行われており、彼が親類中を代表する存在だったことが窺える。しかし翌十五日から長恒は体調不良を理由に姿を見せなくなり、氏定がひとりで裁許に当たるようになった。ただ、氏定は朱印状などの預かり依頼や、長矩の道具類についての裁許を長恒に頼んでおり、実際の処理には当たるものの、あくまでも代表者は同姓である長恒がふさわしいとの意識があった。長恒が処理から距離を置くようになったことについては、五万石の大名である長矩の改易によって生じる経済的負担や格式の違いなど、旗本の長恒には到底耐えられぬ負担が生じていたこ

とを指摘したい。以上のように、戸田氏定は長矩との血縁も深く、加えて一連の手続きによって生じる負担に耐えうる立場であったため、最終的に一類を代表して様々な処理を担うことになったと考えられる。

二 ― 幕府方と戸田氏定

一章では親類の中からどのような過程で戸田氏定が中心的な役割を担うことになったのかを検討した。ここでは氏定が幕府方の人々に対してどのような役割を担ったのかを考えていきたい。検討の対象とする幕府方の人物は月番老中の土屋政直、目付の荒木政羽(使番)と榊原政殊(書院番)、城請取り役大名の脇坂安照(播磨国龍野五万石)と木下台定(備中国足守二万五千石)とする。この件における幕府の担当者は土屋であり、目付と城請取り役大名は幕命により赤穂に赴任し、城の収公を実施した者たちだからである。これらの人々と氏定とのやりとりから、氏定の置かれた立場について明らかにしたい。

三月十七日に城請取り役の脇坂から、留守居関市郎右衛門を使者として「赤穂城中之様子被成御聞度之由」⁽²²⁾の書付が届いた。「赤穂御用日記」にはこの脇坂から遣わされた書付は記録されていないが、脇坂方の記録「脇坂家赤穂城請取在番中覚書」⁽²³⁾からその内容を知ることができる。

(史料三)

一戸田采女正様へ御使者、関市郎右衛門、

御口上

赤穂之御城絵図并関所番所給人無足士、詰所員数等之儀、
内匠様家老兩人、未江府ニ可在之候間、此方役人致対談諸
絵図請取、其外承届候様ニと御申付可有之旨相模守様御差
図ニ而御座候、右之段、為可得御意以使者申達候、

御返答

被仰進候趣、被得其意候、併今晚内匠様御家来屋敷引払、
散々ニ罷成、居所難知候、然共今晚方々相尋、右之趣可申
付候、依之今晚中相調可申段、不定ニ候間、委細あなた様
御留守居より市郎右衛門迄追而案内可申由、

脇坂は赤穂の城絵図や関所、番所に詰めている者について、江戸
にいる長矩家老に対談し絵図を請取るよう土屋（相模守）から指図
されたことを伝えている。それに対する氏定の返答は、今晚長矩
（内匠頭）の家来は散り散りになっているので居所を把握しておら
ず、今晚方々へ尋ね、この旨を申し付けておくというものだった。

また今晚中に以上のことが調うかは定かではないとしている。十七
日は鉄砲屋敷が引払われた日であり、その慌しさから氏定もこの
時点で長矩家来の居所を把握していなかったようである。結局、長
矩家来の居所については、本人達から翌日に氏定方へ書付が提出さ
れた。赤穂城中の様子に関しては、氏定方が長矩家老に問い合せを
行い、二十日に回答を得ている。この回答は、氏定方の書付の脇に
答えを書き込んだ形式のものであった。その中で「若御城絵図無之者
所々口々名前等書付委細承度事」という問い合わせに対しては、城
絵図については目付に差し出し済みであるとして、氏定方へ門の名

前を認めたものを回答とともに届けている。⁽²⁴⁾この長矩家老からの書
付は氏定方から脇坂方へ遣わされた。⁽²⁵⁾このように城請取り役の脇坂
は、赤穂に関する情報収集をするために、氏定を介して長矩家老と
接触しようとしていたのである。そしてそれを命じたのは幕府方の
最高責任者である土屋であった。

土屋から城を滞りなく引渡すよう赤穂家中へ言い聞かせておくよ
うに命じられた氏定は、二十四日に使者を赤穂へ送った。⁽²⁶⁾そして翌
二十五日に目付の荒木・榊原に対して、この使者派遣の旨を家来を
通じて挨拶した。このとき荒木は氏定の家来に対して、赤穂に派遣
した使者の名と、赤穂に居残っている家来の面々を知っているなら
ば、委細の書付を近日中に遣わすよう頼んでいる。このように目付
も赤穂家中に関する情報を氏定から得ようとしていたことがわかる。
また同日、氏定は脇坂からも赤穂家中について問い合わせを受けて
いる。

脇坂は現地の様子を把握したいとして、「赤穂家中侍共役人共之
外妻子等追何時分引払申儀に御座候哉」と赤穂家中の侍、役人やそ
の他妻子などがいつ頃に引払うのかを尋ねている。実は脇坂からこ
のような問合せを二十日にも受けていたが、そのとき氏定は「何之
御差図茂未無御座候」と答えていた。しかし今回脇坂方は、今朝脇
坂と木下が老中土屋に伺ったところ「委細其元様江様子御尋申候様
に」と、委細は氏定に尋ねるよう命じられたと伝えている。また木
下からも使者が遣わされ、赤穂家中の引払いの様子を尋ねるとも
に、江戸にいる長矩家老の名前と居所の書付を遣わすよう依頼して
いる。このような城請取り役大名からの問合せを受けて、氏定は

「頭御使者被仰聞候趣致承知候、委細之儀御家来衆江拙者留守居之者申談候通に御座候、御差図次第赤穂江罷在候、内匠家来共引払候様に可申遣候由」と返答した。加えて脇坂と木下の使者に対して、氏定はこの件について説明を行っている。それによると、この度氏定は赤穂の御用を命じられているが、「赤穂に罷在家来之内役人居残其外者引払候様にと之儀、采女正（氏定）方江者従何方様茂御差図無御座候」として、赤穂にいる家来について役人以外を引払わせようにとの旨は、どこからも指図を受けていないと述べている。そして土屋からは、赤穂家来へ諸事作法よく城を引渡すことを命じる御用は言い付けられたが、引払いのことは未だに何も命じられていないとしている。そして「為引払候様にと其元様被思召候者可被仰聞候、御指図次第不依何事可申遣候」と、引払いを脇坂と木下が望み、氏定方へそのように指図があれば、赤穂へ申し伝えると述べている。

この両大名とのやりとりで注目されることは、氏定が赤穂家中の引払いについて、指図があればそのように命じるとしたことである。脇坂が二十五日の問い合わせで、土屋から氏定に尋ねるように命じられたと伝えた時も、土屋から引払いの指図は未だ受けていないとして城請取り役に指図を求めているのである。これは氏定が長矩親類として、幕府方の指図に応じて行動していたことをよく示している。結局、城請取り役大名から家来を引払わせるように氏定に働きかけることはなかった。しかし同日土屋から切紙が到着し、「赤穂に罷在候内匠家来共城渡方之者并地方役人少々残置、其外者勝手次第引払候様に可被申付候」として、氏定は赤穂家中の引払いについ

て指図を受けた。また江戸に居残っている長矩家来についても「当地被残置候内匠家来、脇坂淡路守・木下肥後守并に両御目付衆用事有之呼被申候者罷越候様には是又可被申付候、右之段淡路守・肥後守・御目付衆江茂御自分可被相談候」として、目付や脇坂・木下に用事で呼ばれたら出向くように申し付け、この旨は城請取りの衆にも氏定から伝えるようにとされた。このように家中の城引払いについて幕府から正式に達しを受けるとともに、江戸に滞留している家来に目付や城請取り役大名が直接接触出来るよう、取り持つことを命じられたのである。これをうけて氏定は、目付と城請取り役大名に「御当地指留置候家来之仮名居所書付」を届け、彼らはこの書付の到来により、長矩家来と直接連絡をとる事が可能になったのである。以後も氏定と赤穂へ赴任する面々は連絡を取り合っていく、氏定は赤穂に居残る面々の書付を目付と城請取り役大名に届けるなど、赤穂家中についての情報を彼らの求めに応じて届けている。また目付からは二十九日に使者が遣わされ、赤穂に御用にて居残っている家来と、訳あって家中の引払いが済んだ後も居残っている者の名前を、赤穂に派遣している氏定家来をもって、道中の目付に知らせるよう頼まれている。目付が江戸を出立した後、氏定は情報提供を行っていたのである。

以上のように、江戸において城請取り準備がなされる時期に、幕府方の人々と氏定がどのように関わったのかを見てきた。城請取りのため赤穂へ派遣されることになった目付や城請取り役大名から、氏定は様々な問合せを受けていた。目付は長矩家来の所在に関する書付類を氏定方から手に入れている。また、赤穂に居残る者の書付

も氏定家来をもって道中の目付に届けるように頼んでおり、江戸を出発した後も、氏定方から赤穂の情報を得ていた。このように氏定は目付が赤穂の御用を遂行する中で、重要な情報提供者であったことが確認できた。加えて城請取り役の脇坂と木下も、赤穂の様子について氏定に問い合わせを行っていた。両大名は老中から委細の様子に氏定に尋ねるように指図されており、幕府が氏定に長矩家中との仲介役を任せていたことが確認できた。一方で氏定は赤穂家中の引払いについては、脇坂から土屋の意向を聞いても指図を受けていないとして、幕府方の指図を求めた。これは氏定が幕府の御用を受けてこれまで行動していたことを示している。氏定は家来の書付などを目付や城請取り役大名に渡しているが、それらは彼らから依頼されたのであり、いずれも氏定が自発的に行ったものではない。幕府が必要とし、指図した時に氏定は御用としてそれに対応したのだと考えられる。結局氏定は老中の命により、赤穂家中の引払いを命じられ、目付・城請取り役大名が長矩家来に直接接触できるように便宜もはかった。氏定は親類代表として、御用で赤穂に赴く目付や城請取り役大名に長矩方の情報を提供する役割を果たした。しかし氏定もまた、幕府からの御用を受けてこのような役割を果たしていたと考えられる。

二―二 戸田氏定と長矩家中

本節では戸田氏定が長矩家中にどのように対応していたのかについて見ていく。ここでは特に江戸に滞留した長矩家来に着目したい。江戸では城請取りの準備が赤穂目付や担当大名によって進められて

おり、長矩の江戸家老らは赤穂の情報を提供する役割も担った。そのような重要な役割を果たしながら、彼らの動向についてはこれほどと注目されることがなかった。本節では江戸の長矩家来が置かれた立場について考えてみたい。大石良雄ら赤穂の家中については、すでに赤穂浪士関係の文献で動向が明らかにされてきた。赤穂の長矩家中には幕府の方針に納得できない者もおり、親類中は書状や家来を遣わし、静謐に城を明け渡すよう説得を図った。氏定も家来を赤穂へ派遣し、穏便に城請取りが実施されるのを見届けさせている。この赤穂家中に対して氏定は影響力を持ちえたのか、その点についても検討したい。

まずは江戸の長矩家来がどのような立場に置かれていたのか、氏定の対応から確認する。刃傷事件後、十五日から十七日まで氏定は鉄砲洲屋敷に諸事裁許のため詰めていた。十六日の朝までには長矩家来の引払いが済み、屋敷引渡しを担当する者が残るのみとなった。⁽²⁸⁾ 氏定方では長矩家来へ居残る人物を問い合せており、それについて長矩家来は名前と当座の住所など書付を差し上げていた。⁽²⁹⁾ 十七日に鉄砲洲屋敷、翌十八日に赤坂屋敷が引渡され、本所屋敷の引渡しは二十二日に実施された。赤坂屋敷が引渡された十八日、江戸にいる長矩家老と用人から各々の住所を記したものが差し出された。これは氏定から家老と用人が「御当地相離他江罷越候者、先達而此方江案内可申上候」と江戸を離れて他へ行く時は此方へ「案内」すべきとし、また江戸に滞留するならば、住所を書き付けたものを提出するよう命じられたためである。この時点では本所屋敷の引渡しが進んでいないが、長矩の家老と用人が江戸に滞在するかどうかについて

ては、幕府方や氏定から特に指図されているわけではなかったようである。しかし二十日に土屋方に長矩家来を江戸に滞留させるべきかを伺ったところ、城請取りの衆が江戸を出発するまでは滞留させるようにと命じられた。³¹⁾こうして長矩の家来五名(家老安井彦右衛門・藤井又左衛門・用人奥村忠右衛門・粕谷勤左衛門・目付早川宗助)は公儀からの問い合わせに備え、江戸にしばらく留め置かれることになった。

江戸滞留を命じられた五人に関して、二十九日に氏定はこれまでとは異なる動きを見せている。町奉行の松前嘉広方へ氏定家来小倉十郎大夫を遣わし、松前方に長矩家来の江戸差し置きまでの経過を説明し、これらの者には「宿をも替申候者此方江案内可仕候」と申し付けているものの、念のため「彼者共宿主江若他江宿を替申様子に候者、右之者共江不申聞内証に而采女正屋敷江為知申候様にと御内分被仰付置被下候様」に仕度候」と述べている。つまり、かねてから江戸滞留の長矩家来には宿を替える際も氏定方に連絡するように申し付けてあるが、もし勝手に動く様子を見せたら宿主より氏定(采女正)方まで知らせるようにしてほしいと依頼したのである。³²⁾これに対し松前は承知の旨を伝え、そのように家主に申し付けておくと返答している。氏定方からは長矩家来の名と居所の書付が渡されておられ、それをもとに町奉行所から宿主に申し付けが行われたのだらう。この時期に氏定がこうした対応をしたのは、城請取り方の出発が迫っていたためと推察される。脇坂は翌日晦日、目付が四月二日、木下が同三日の予定で出発することになっており、氏定から彼らへ情報の提供が活発に行われていた時期でもあった。老中から

は城請取りの衆が出発した後再び伺うように指図されているため、たとえ彼らが出府した後でも、老中から許可を得るまでは滞留させる必要があるとして、更に踏み込んだ監理を行なったと考えられる。

一方晦日には、長矩家老が氏定家来に対し、江戸に居残っている「赤穂勝手役人」について、「御城御請取之御方々様」が出発したならば勝手次第に出府すべきか氏定の意向を伺うように伝えている。赤穂勝手役人とは赤穂に妻子がいるものをさしており、滞留を命じられた五人の内、家老藤井・用人粕谷・目付早川が該当する。氏定方はこれについて老中土屋へ近々伺うことを返答した。そして四月七日に土屋方に伺い、翌八日に「赤穂之城請取相帰候迄者御当地に被差置、御請取帰候上にて御窺被遊候様」という土屋の内意が伝えられた。こうして長矩家来らは城の引渡しが進むまで、引き続き江戸滞留を命じられた。結局この五人が滞留を解かれたのは四月二十四日、騒ぎなく赤穂城請取りが終了したという第一報を得てからとなった。これを受けて氏定家来中川甚五兵衛は土屋家来に宛てて手紙を出し、江戸に滞留させている長矩家来について、「弥勝手次第に可申付候哉」と土屋の内意を伺うように願っている。土屋からは「最早御用茂無御座候間、可為勝手次第之旨被 仰渡候様に被申候」との返答があり、「勝手次第」との指図をうけた。翌二十五日、江戸に差し止められていた安井・藤井・奥村・粕谷・早川は中川の外宅に呼ばれ、「永々被相留候段可為御難儀と被存候」であったが、城請取りも首尾よく済み、この度「勝手次第」になったことを伝えられた。こうしてようやく江戸の家来五人は滞留を解かれたのである。これをうけて氏定は町奉行の松前へ使者を遣わし、江戸滞留家

来が「勝手次第」となったので、以前依頼した所在報告にはもう及ばない旨を伝えた。こうして氏定による江戸の長矩家来に対する所在の把握は終了したのである。

江戸の長矩家来は、赤穂に関する問い合わせに備え、城請取りが無事に完了したことがわかるまで、江戸に滞留を命じられた。これは幕府の命によってとられた措置であり、幕府は彼らを重要な情報提供者として位置付けていたと考えられる。長矩家来は屋敷引渡し頃から居所を氏定に報告しておくなど、所在が把握された存在であった。そして江戸滞留が決まり、城請取りの衆の出発が近付く頃には、勝手な行動に対して事前に密告が入るように町奉行に手配がされた。江戸滞留の家来は赤穂からの飛脚や使者についても氏定へ報告をしていたので、彼等は氏定にとって、赤穂の様子を知るための情報手段として機能していた。氏定は城請取りの衆への情報提供や長矩家来との仲介役も御用として果たしており、そのため彼らの所在を確実に把握する必要があったのだろう。このように江戸の長矩家来は自由に居所を変えることも出来ず、氏定の監理下に置かれた存在だったと考えられる。

次に赤穂の家来について、氏定が影響力を持ち得たのかを考えていく。「赤穂御用日記」では、氏定が赤穂家中へ幕府の命令を伝えるために使者を派遣したり、赤穂の家中の求めに応じて穩便に城を明け渡すよう説得する書付を作成していたことが確認できる。⁽³³⁾これは老中土屋から一類中として家中によく言い聞かせるよう命じられたからであった。二―一でもふれたが、城請取り役大名からの赤穂家中引払いの問合わせを受けた際には、氏定は引払いの指図は受け

ていないとして自発的に行動することはなかった。しかし結局三月二十五日に土屋から赤穂城引渡し役人などを少々残して、その他の家来を引払わせるよう命じられた。こうして氏定は赤穂家中に対し、城引渡しに関する達しを行うことになる。氏定は赤穂城引渡し員数を先年の古河城の事例⁽³⁴⁾を参考に決めている。この氏定によって作成された、城引渡し役人について伝えた書付類は、四月六日に可野治部右衛門と八田彦大夫によって赤穂へもたらされる。

家老の大石はこの書付を見て「引払に相残候者共之内番頭兩人御座候、内匠番頭之者都而五人に而御座候、右之者共私共江可相尋と奉存候、唯今不承届候儀茂無本意存候、如何様之 思召に而兩人之者に限り被仰付たる儀に候哉」として、五人いるはずの番頭のうち二人しか引渡しに残れないことを不服に思っている。それについて氏定の使者は、赤穂の番頭が五人であることは承知しているものの、「此度従相模守様被仰渡候者、御城渡方之衆少々残置候様にとの儀に御座候、左候得は人少に御座候而可然と存、御兩人申進候物と存候」と述べ、老中土屋（相模守）から引渡し役人は少々残すよう命じられたことが理由であると説明している。また大石については「江戸に罷在候御家老共申度事我儘に好たる故と存る牒茂御座候様に見請」と述べている。そのため使者は「総而城渡之儀前々々々之格式茂可有御座候、尤江戸に御座候安井彦右衛門・藤井又左衛門御兩人より書付御差出候得共、有増役付迄之事に付、采女正任存念相定差越候間、唯此趣に被相守可然候由申進候」と述べ、城引渡しには格式のことも関わっていることであり、長矩の江戸家老（安井・藤井）らは書付を提出してはいるものの、氏定（采女正）の存

念によってこれは決められたことなので、この趣を守るようにと挨拶している。⁽³⁵⁾このように赤穂城引渡し役人は、幕府の命令を受けた氏定によって赤穂に通達された。その内容は過去の事例を参考に、長矩江戸家老から得た家来の情報をもとに氏定が決めたものだった。すなわち赤穂城引渡し役人の選定は、長矩家来の意向が反映されたものではなかった。氏定方はこれを守るように赤穂家中に伝えており、在所においても氏定が一定の指導力を持ったのである。

以上のように、氏定が江戸と赤穂の長矩家中についてどのような対応をしたのかを見てきた。この長矩家中との関係においても、幕府からの命令を受けたことにより、主な働きかけが行われたと言えるだろう。江戸滞留となった五人は所在を氏定に把握され、一時的ではあるが、勝手に転居した場合、密告が氏定になされるような強い監理体制のもとにおかれた。一方赤穂の家中に対しては、城引渡し役人が氏定から通達されていた。直接的に城請取りには関わらないものの、在所においても少なからず影響力をもったといえよう。氏定は長矩の親類としてこのような役割を担うことになったが、右に示される行動はすべて幕府の命を受けたうえで行われている。すべては浅野長矩の処罰に伴う手続きを差無く完了させるべく、公儀のために対応したものであった。

おわりに

本稿では浅野長矩の切腹・改易という出来事を通して、近世武家社会の親類についての意識や、身内の不祥事において親類に求められた役割の検討を行った。赤穂浅野家は当主が不在となったため、

城や江戸屋敷引渡しなどに親類が関与し、重要な役割を果たすことになった。幕府が親類の代表と見做したのが、浅野長恒と戸田氏定である。どちらも長矩の「忌掛り」で、「遠慮」処分も受けていることから、長矩との血縁が近いと判断される人物だった。一方で幕府は本家に対して特に連坐処分を下さず、「家」の惣領としての責任を問う様子もなかった。これらのことから、この時幕府は本分家に限らず、当事者との血縁関係が近い者に御用を命じたと考えた。また氏定は途中から姿を見せなくなった長恒を、親類の代表として認識している。同姓である長恒が親類の筆頭に位置したが、格式や経済的負担に耐えうる氏定が多くの実務を担ったのである。家財などの運搬・保管を氏定が手配しながら、最終的な裁許を長恒に求めているところからも、氏定よりも長恒が親類として上位の立場だったことを示している。

親類として実務を担った氏定は、幕府方（老中・目付・城請取り役大名）や長矩家来といった多くの関係者と連絡をとりあうことになった。城請取りのため赤穂へ向かう目付・城請取り役大名に対し、円滑に任務を遂行できるよう情報提供や長矩家来への取り次ぎ、仲介などを行った。江戸の家来五人について、氏定は江戸滞留措置をとり居所も把握した。彼らは赤穂に関する情報の提供者として重要な存在だったため、目付と城請取り役大名が江戸を出発するころには、更に踏み込んだ監理体制がとられた。赤穂家中へは使者の派遣や城引渡しの呼び掛けなどに加え、城引渡しに関わる家来についても定め、それを守るようにも通達していた。城の引渡し自体は家老大石を中心に実施されており、氏定方が直接関わることはなかった。

しかし準備段階において、氏定が一定の発言力を持っていたことが確認できた。以上のような長矩家来に対する行為は、月番老中土屋の指図を受けて行われたものであり、氏定が独断で行動することはなかった。氏定の行動は幕府方から指図や依頼を受けた事に対応したものであり、その姿勢は一貫していた。氏定が幕府から言い付けられた御用とは、単に長矩家中を取り鎮めるということではなかった。長矩家中と幕府方との間に立ち、円滑に屋敷や城の請取りが行われるよう取り計らうことも含んだ、非常に広範囲にわたる任務だったといえよう。

註

- (1) 松方冬子「兩敬の研究」(『論集きんせい』第十五号、一九九三)、同『「不通」と「通路」——大名の交際に関する一考察——』(『日本歴史』第五八号、一九九四)、岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉書房、二〇〇六)など。
- (2) 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房、一九九九)、佐藤宏之『近世大名の権力編成と家意識』(吉川弘文館、二〇一〇)
- (3) 浅倉有子「慶祝・儀礼関係史料と家族」(『高田藩榊原家史料目録・研究』上越市立総合博物館、二〇〇九、所収)。高田藩榊原家十一代政令の隠居と十二代政養の家督相続について、政養が病弱のため彼の弟を養子とし、政養正室が男子を出産した場合は、弟の養子とすることを正室の実家・彦根藩井伊家に対して相談し、賛意を得ている。
- (4) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』(成文堂、一九七〇)
- (5) 野口朋隆『近世分家大名論—佐賀藩の政治構造と幕藩関係—』(吉川弘文館、二〇一一)
- (6) 前掲鎌田浩氏著書、貞享元年(二六八四)の幕府遠慮規定には、切腹

による遠慮者は親類忌掛候分・舅・小舅であると定められている。自発的に謹慎の意を表する形式であっても、遠慮の規定が存在し強制されたことから、実質的な縁坐と見ることができるとの認識を示している。

- (7) 『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類完成会)によると五月六日赦免され、六月二十五日に拝謁を許されている。(浅野長広・長恒・長武は第五巻、内藤忠次・忠知は第十三巻、安部信峯・信方は第六巻、松平定相は第一巻、戸田氏定・氏成は第十四巻を参照。)しかし長恒について「赤穂御用日記」は、二十五日に拝謁の許しが出なかったと『新訂寛政重修諸家譜』とは異なった記録がなされている。

- (8) 浅野長広は元禄十五年(一七〇二)七月十八日に閉門を許され、幕命により広島藩に赴くこととなる。

- (9) 『新訂寛政重修諸家譜』によると、出仕が許された五月六日に罷免されたとある。

- (10) 田原昇「若狭野浅野家の成立事情—赤穂本家と旗本3分家」(『忠臣蔵と旗本浅野家—旗本の職務と川海の役割—』)たつの市立龍野歴史文化資料館、二〇〇九、所収)では浅野長恒の赤穂事件後の立場と役割について考察されている。赤穂浅野家から分家した三家(若狭野・家原・大学家)のなかで事件によって大学(長広)が連座となり、年齢・役職・官位から長恒が分家当主の主座であったと指摘している。

- (11) 『広島県双三郡三次市史料総覧別巻』元禄十四年三月十四日条、五八九頁。

- (12) 中央義士会『赤穂義士史料』中巻(雄山閣、一九三一)五二四〜五二五頁。原題は「頭妙公済美録」

- (13) 鉄砲洲屋敷は三月十七日に普請奉行が請取り、直ちに預かり方の戸澤正誠(羽羽国新庄六万八千二百石)方に引渡された。

- (14) 杉本史子「国絵図作成事業と近世国家」(深谷克巳・堀新編『展望日本歴史13近世国家』東京堂出版、二〇〇〇)によると、元禄九年(一六九六)に国絵図作成事業が実行され、三奉行と大目付一人からなる「国絵図

- 御用」が任命されている。なかでも当時寺社奉行であった井上正岑が首班となり、若年寄に就任した後も引き続き事業を指導していたという。
- (15) 閉門に関する大名家の意識については、岡崎寛徳「江戸屋敷「閉門」をめぐる情報と意識―那須家改易連座の津軽家を事例として―」(『中央史学』第二十四号、二〇〇一)、のちに前掲「近世武家社会の儀礼と交際」所収)が詳しい。閉門時の大名及び家来の情報収集、意識や行動について貞享四年(一六八七)津軽家の事例を題材に検討されている。
- (16) 前掲「忠臣蔵と旗本浅野家―旗本の職務と川海の役割」、『旗本がみた忠臣蔵 若狭野浅野家三千石の軌跡』(江戸東京博物館、二〇〇九)によると、幕府の発給に関わらない口宣案など一部の文書・絵図は長恒が預かり、「若狭野浅野家資料」の一部として伝存している。
- (17) 朱印状と給所・村付の目録は翌十八日、氏定からそれぞれ土屋・井上に提出されている。
- (18) 普請奉行の奥田八郎右衛門は鉄砲洲屋敷引き渡しの際、「内匠殿武具・家財土蔵江御詰置候間土蔵之廻り四方に竹垣結廻し、内に従采女正(氏定)殿番人被附置可然候」として、武具と家財が入った土蔵については、引き続き氏定が支配するように申し付けている。そのためこの土蔵だけは屋敷引渡し後も、道具が入っている内は氏定支配とされた。
- (19) 「赤穂御用日記」三月二十三日条。
- (20) 三月二十四日には使者の役職について、翌二十五日には使者の氏名を互いに通知している。戸田氏定使者は戸田権左衛門(家老)、杉村十太夫(先鉄砲足軽頭)、里見孫太夫(使番)であり、松平綱長使者は井上团右衛門(用人)、丹羽源兵衛(近習者頭)であった。
- (21) ただし幕府が本家に御用を命じる以前から、赤穂浅野家が本家を頼る動きは存在した。前掲「浅野綱長伝」には、氏定家来だけでは鉄砲洲屋敷の警備が行き届かないとの浅野長広からの連絡を受け、三月十五日に本家から人員を派遣したことが記載されている。
- (22) 「赤穂御用日記」三月二十日条。
- (23) 中央義士会『赤穂義士史料』上巻(雄山閣、一九三二)七十五〜六頁。
- (24) 目付の荒木は、前日の十九日に戸田政倚を介して長矩家来と接触しており、城絵図はこの時に目付に提出された。
- (25) 前掲「脇坂家赤穂城請取在番中覚書」によると、三月二十二日に脇坂は目付から城絵図を拝借したとの記録が確認できる。
- (26) 赤穂への使者は戸田権左衛門(家老)、杉村十太夫(先鉄砲足軽頭)と里見孫太夫(使番)の三名であった。しかし戸田権左衛門は在所で勤めているので、杉村と里見が二四日に江戸を出て大垣に立ち寄り、権左衛門と合流している。使者は城が穩便に引渡されるよう長矩家来に言いつけるとともに、目付衆とも現地で接触し、城の請取りを見届けることが任務だった。この使者三人は四月六日に赤穂へ到着した。
- (27) 城請取り役大名の返答は、脇坂方の記録である前掲「脇坂家赤穂城請取在番中覚書」二七頁と木下方の記録「元禄十四年赤穂城請被蒙仰覚書」(飯尾精『大石神社蔵播州赤穂城請取文書』新人物往来社、一九九三)四二頁から確認できる。それによると脇坂は「赤穂之家中士引払之儀、從此方何時分ニ被引候様ニ被仰遣候得と申儀にては無御座候」として、自分は赤穂家中の引払いを指図する立場に無く、来月中旬に城を引き渡すように言い付けてあるならば、「此方致安堵」としていると返答した。また、木下も「内匠守(ママ)様家来引払申義此方より構申義ニ而ハ無御座候」と答えている。城請取り大名はあくまでも城を請取ることが職分であると認識していたことが窺える。
- (28) 長矩家来は引渡し作業の際、目録を作成したり、屋敷の改めに立ち会ったが、引渡しの手続きには加わらなかった。当主不在の浅野家もはや引渡し方とは認識されず、引渡し手続きは氏定方によって実施された。
- (29) 三月十六日に提出された書付には、それぞれが居残る屋敷も記載されていた。家老安井彦右衛門・藤井又左衛門・用人奥村忠右衛門・粕谷勘左衛門・目付早川宗助・中小姓頭多芸太郎左衛門・留守居建部喜六・近藤政

右衛門・歩行頭中澤弥一兵衛が鉄砲洲屋敷、以下は役職の記載なく小林次郎右衛門・富森助右衛門が赤坂下屋敷、高久庄右衛門・栗飯原惣兵衛・清水勘兵衛が本所下屋敷とある。

(30) 各人の住所は、家老安井彦右衛門 築地飯田町、同藤井又左衛門 呉服町二丁目茗荷屋利兵衛店、用人奥村忠右衛門 北八丁堀大屋又右衛門、同柏谷勘左衛門、南小田原町二丁目河内屋藤兵衛店、と報告されている。

(31) 「赤穂御用日記」二月二十一日条。

(32) この時松前は非番であったが、氏定は「御由緒茂御座候儀故」としてこの旨を頼んだ。

(33) この経緯・内容については赤穂市総務部市史編さん室『忠臣蔵』一卷(兵庫県赤穂市、一九八九)が詳しい。

(34) 元禄六年(一六九三)十一月の松平(藤井)忠之の件を指していると推察される。氏定は古河城の事例について、忠之の弟であり氏定の義弟にあたる松平信通から届けられた書付を持っていたようである。信通は古河城引渡しの書状を他の親戚と連名で送るなどしており、一類として城引渡しにも関与したとみられる。今回古河城の事例が参考にされたのは、近年身内で起きた処罰的な城引渡しであり、記録類を持ち合わせていたからだろう。

(35) 「赤穂御用日記」使者が帰府した四月十五日条に記載される。